

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 土地利用の適正化

<現状と問題点>

令和元年10月1日現在の土地利用区分別面積実態調査による本市の土地利用の状況は、総面積103,075haのうち、森林が91,806ha(89.1%)、農用地が2,893ha(2.8%)、河川等の水面が1,167ha(1.1%)、道路が2,274ha(2.2%)、住宅地や工業用地などの宅地が1,350ha(1.3%)、その他が3,585ha(3.5%)となっており、市域の約9割を山林が占め、その中を網の目のように流れる河川沿いに集落が点在する典型的な山間地となっており、その限られた平坦地に農地や宅地が集中しています。土地利用区分別に令和元年までの直近5年間の推移を見ると、道路整備の進展や開発等による宅地化等により、宅地と道路は合わせて34ha増加している一方で、農用地や森林は合わせて117ha減少しています。今後、濃飛横断自動車道や国道256号の改良などの幹線道路の整備が予定されていることから、交通アクセスの向上に伴い沿線地域の無秩序な開発が行われないう適正な土地利用が求められます。このほか、少子高齢化やそれに起因する担い手不足などにより、空き家・空き地の増加や、遊休農地の発生をはじめ、未利用地・低利用地が増えていることから、今後、国土保全の観点からも本市の重要な地域資源である自然や景観を保全しつつ、未利用地等を有効活用することが求められています。

八幡地域の市街地(都市計画区域内)は、地形的な制約と城下町としての成り立ちによりコンパクトな都市構造となっており、近世からのこのようなまちの骨格や構成は現代まで変わらずに引き継がれてきています。また、周辺を山地に囲まれた平地部に形成されており、人口も減少傾向にあることから、今後の市街地の拡大の可能性は低いと考えられ、新たな土地利用の需要に対しても、現在の市街地で十分に吸収できるものと考えられます。道路や河川施設、公園等の都市施設は概ねの整備が完了している状況であり、今後は、これら施設を活かすために必要となる整備を含む、既存ストックの有効活用と維持管理のマネジメントが求められます。このため八幡地域の市街地の土地利用については、まちの骨格を形づくっている自然環境と、現代まで継承されてきた城下町由来のまちの構成を変えることなく、未来に引き継いでいくことが重要です。

<その対策>

豊かな自然に恵まれた地域を次世代へつなげるため、適正な土地利用を図る必要があります。そのため、開発や大規模な土地売買について把握するとともに、関係法令や、自然環境保護条例、景観条例等諸条例による適正な土地利用誘導を推進します。

八幡地域の市街地(都市計画区域内)の用途地域内での土地利用にあたっては、八幡都市計画区域マスタープラン及び郡上市八幡都市計画マスタープランによる、適正な土地利用誘導を推進します。また、用途地域外(白地地域)で新たな土地利用が見られる地区については、用途地域の指定や地区計画の導入等について検討します。

(2) 石油製品の安定供給の維持・確保

<現状と問題点>

本市の給油所は、災害等緊急時の石油製品の安定供給を確保するため、災害対策の拠点の一つとして位置付けられています。ガソリン需要の減少と後継者問題によりその数は減少し続けています。特に過疎地域の給油所においては、自家用車や農業機械への給油のほか、移動手段を持たない高齢者への灯油配送など、生活を支えるインフラとしての存続が懸念されています。なお、直近では、和良地域に1箇所ある給油所が令和4年度中に廃業する予定となっているため、地域で給油所を継承していくための仕組みづくりを支援していく必要があります。

<その対策>

今後、地域での日常の生活や災害時における石油製品の安定確保のため、国や業界団体の動向に加え地域内の状況を把握し、民間事業者に対する存続の働きかけや国の制度を活用した支援によって石油製品の安定供給を図ります。また、給油所を持続的に維持してこための対策について検討を行います。

(3) 美並地域エリア再編行動計画による庁舎移転**<現状と問題点>**

郡上市役所美並庁舎は、昭和50年に旧耐震基準で建設した鉄骨鉄筋コンクリート造3階建ての建物で、執務室のほか、会議室、和室、食堂などで構成しています。また、防災備蓄品倉庫や商工会出張所としても使用しています。庁舎は、一部が耐震基準を満たしておらず、建築から46年が経過していることから、施設や設備の老朽化が進行しています。美並振興事務所は、美並地域における行政サービス機関として、また防災の拠点、地域振興の拠点として今後も継続していく必要があります。

<その対策>

郡上市公共施設適正配置計画に基づく美並地域における公共施設のエリア再編により、美並振興事務所としての支所機能を継続しますが、一部旧耐震基準を満たしていない美並庁舎は廃止して、振興事務所機能を美並健康福祉センターさつき苑に移転します。そのため、美並健康福祉センターさつき苑の改修等を実施し、隣接する日本まん真ん中センターを含めた一体的な活用により安定的な市民サービスの継続と地域防災拠点としての機能強化を図ります。

(4) 過疎地域活性化基金の造成と活用**<現状と問題点>**

住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためには、施設整備と併せてソフト面においても様々な施策を実施していく必要があります。しかし、人口減少や少子高齢化の進行に伴う社会保障費の増加などにより、市の財政状況は厳しさを増しており、必要な事業を推進するためには、安定した財源の確保が求められています。

<その対策>

地域課題は多様化しており、これらに柔軟かつ弾力的に対応するため、ソフト事業の財源として郡上市過疎地域活性化基金を造成し、活用します。基金は必要に応じて取り崩し、地域課題解決に資する事業のための財源として充当します。また、この計画が終了した後においても、ソフト事業の財源として充当できるものとします。

(5) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に関 し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業			
		和良地域石油給油所確保調査事業	郡上市	和良 老朽化したタンクの調査や 事業承継の検討を踏まえ、地域 の給油所機能の維持が期待で きる。
		過疎地域活性化基金	郡上市	住民が将来にわたり安全に 安心して暮らすことのできる 地域社会の実現が期待できる。
	(2)その他			
		さつき苑改修事業（美並庁舎等 整備事業）	郡上市	美並 施設の集約化・複合化により 管理運営の効率化が進むとと もに、振興事務所の機能強化が 期待できる。

(6) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、行政施設である庁舎を「行政運営や危機管理の拠点として、市が主体で適正な配置を考え設置する施設分野」とし、次のとおり管理方針を定めています。また、公共施設等総合管理計画の実施計画である公共施設適正配置計画では、現庁舎は、旧耐震基準で建設し、耐震診断の結果基準を満たしておらず、利用上、運営上に支障が生じること、周辺施設との複合化により、効率的かつ効果的な行政運営が見込めることを主な理由として、「美並庁舎機能のあり方を基準とした周辺施設再編」（美並地域のエリア再編）を明記しています。

【庁舎等】

(公共施設等総合管理計画における基本方針)

○郡上市における行政の中核機能として、また、防災の拠点、地域振興の拠点として、本庁舎及び各支所は今後も継続します。特に、今後各地域のまちづくり、地域経営を考える上では、振興事務所である支所は、行政機能及び防災の拠点としての機能に加え、地域における「まちづくりのコーディネーター」として機能の充実を図ります。

(公共施設等総合管理計画における具体的な方針)

○耐震基準を満たしていない庁舎は、耐震化を行う場合と他施設へ庁舎機能を移転する場合、又は新たな庁舎に建て替える場合のライフサイクルコスト等を十分比較検証し、最善の維持方法を選択します。

(公共施設適正配置計画における個々の施設の具体的方針)

郡上市役所 美並庁舎	機能	継続
	施設	検討
・支所機能は継続します。 ・施設は、耐震改修、建替、さつき苑を軸とした移転の3つの手法でライフサイクルコストを比較検討した上で、庁舎の整備手法について検討します。		

美並健康福祉センターさつき苑	機能	継続
	施設	検討
<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター機能は継続するものの、施設の利用実態を踏まえ、支所機能の移転を含め複合化・多機能化を検討します。 ・施設は、予防保全を含めた計画改修を行い、長寿命化を図ります。 ・複合化する機能に合わせ、開館日・開館時間、管理運営費のあり方を検討するとともに、受益者負担の適正化を図ります。 		